

関川・姫川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約改正案

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「関川・姫川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、関川・姫川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、関川水系、姫川水系を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作

成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局高田河川国道事務所（河川管理課）及び新潟県上越地域振興局地域整備部（治水課）が行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年4月18日から施行する。

・協議会構成員

別表－１

機 関 名	構 成 員
国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所	所長
上越市	市長
糸魚川市	市長
妙高市	市長
新潟県 上越地域振興局 地域整備部	部長
新潟県 糸魚川地域振興局 地域整備部	部長
気象庁 新潟地方气象台	台長
上越地域消防事務組合	消防長
<オブザーバー>	
新潟県 上越地域振興局 農林振興部	副部長
中部電力(株)発電カンパニー長野水力センター	姫川第二ダム管理所長

・幹事会構成員

別表－２

機 関 名	構 成 員
国土交通省 高田河川国道事務所	副所長
上越市	防災危機管理部 危機管理課長
糸魚川市	消防本部 消防長
妙高市	総務課長
新潟県 上越地域振興局 地域整備部 " 上越東維持管理事務所	治水課長 工務課長
新潟県 糸魚川地域振興局 地域整備部	河川・砂防課長
気象庁 新潟地方气象台	防災管理官
上越地域消防事務組合	消防防災課長
<オブザーバー>	
新潟県 上越地域振興局 農林振興部	農林計画課長
中部電力(株)発電カンパニー長野水力センター	姫川第二ダム管理所長